

# さいたま市立病院 床頭台・テレビカードシステム等

## 設置・運営事業 仕様書

- 1 施設概要：別紙「物件調書」を参照
  - 2 貸付物件  
貸付場所：別紙「物件調書」を参照  
貸付面積：別紙「物件調書」を参照
  - 3 用 途 さいたま市立病院に入院する患者等が使用するための床頭台、液晶テレビ、冷蔵庫、鍵付き引き出し、カードタイマー、電話、カード式公衆電話、カード販売機・精算機、イヤホン販売機、コインランドリー及びコインロッカー等を設置する場所としての使用
  - 4 契約形態 建物賃貸借契約
  - 5 貸付期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（5年間）
  - 6 貸付料 別紙「さいたま市立病院床頭台・テレビカードシステム等設置・運営事業者公募要領」2(3)のとおり
  - 7 契約保証金 別紙「さいたま市立病院床頭台・テレビカードシステム等設置・運営事業者公募要領」2(4)のとおり
  - 8 設置台数及び仕様
    - (1) 設置台数は、「物件調書 別紙 設置機器一覧」の数量を原則とする。ただし、市立病院の要望により、増減する場合がある。その場合は事業者の負担により適宜対応すること。
    - (2) 機器類の機種等について
      - ・ 別表1 現在の設置機器類一覧及び以下の仕様とすること。
      - ・ 同等品及び中古品を設置する場合は、事前にさいたま市の確認及び許可を得ること。
      - ・ 中古品で複数規格の機器類等を設置する場合は、少なくとも同一病棟内は同一規格の機器類等を設置すること。
- ア 床頭台の仕様
- (ア) ハイキャビネット
    - ① 外寸は W500mm×D700mm×H1,800mm 程度とすること。

- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性（消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの）に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 部収納棚付き形状であること。
- ⑤ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。（契約後、協議の上確定する。複数の色のパターンを指定する場合もある。）
- ⑥ 背面に奥行き 130mm 程度の衣服の収納スペースを設け、下部に靴を収納できるものであること。（両側面いずれからも使用できること）
- ⑦ 前面にスライドテーブルを有しており、安全面に配慮されていること。
- ⑧ 本体両側面にタオル掛けを有すること。
- ⑨ 本体両側面にフックを有すること。
- ⑩ 無課金で使用できる 1 口電源コンセントの機能を有すること。
- ⑪ 移動時の走行性を考慮した大型キャスターが付いていること。
- ⑫ キャスターロックは一箇所操作可能な足ふみ式とし、ロック状態がわかりやすい形状であること。
- ⑬ 鍵付きの引き出しを有していること。（詳細は 8 (2) イ (ア) 参照）
- ⑭ カードタイマーを内蔵すること（詳細は 8 (2) イ (イ) 参照）
- ⑮ 床頭台下部に冷蔵庫を内蔵していること（詳細は 8 (2) イ (ウ) 参照）
- ⑯ テレビを設置すること。（詳細は 8 (2) イ (エ) 参照）テレビアームを取り付け、視聴しない場合の収納に考慮すること。

(イ) ハイキャビネット（精神病棟用）

- ① 外寸は W500mm×D700mm×H1,800mm 程度とすること。
- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性（消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの）に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 上部収納棚付き形状であること。
- ⑤ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。（契約後、協議の上確定する。）
- ⑥ 背面に奥行き 130mm 程度の収納スペースを設け、下部に靴を収納できるものであること。（両側面いずれからも使用できること）※衣服用のポールは付けないこと。
- ⑦ 前面にスライドテーブルを有しており、安全面に配慮されていること。
- ⑧ 本体両側面にタオル掛けを設けること。※フックは付けないこと。
- ⑨ 無課金で使用できる 1 口電源コンセントの機能を有すること。
- ⑩ 移動時の走行性を考慮した大型キャスターが付いていること。
- ⑪ キャスターロックは一箇所操作可能な足ふみ式とし、ロック状態がわかりやすい形状であること。

- ⑫ 鍵付きの引き出しを有していること。(詳細は8(2)イ(ア)参照)
- ⑬ カードタイマーを内蔵していること。(詳細は8(2)イ(イ)参照)
- ⑭ 床頭台下部に冷蔵庫を内蔵していること。(詳細は8(2)イ(ウ)参照)

(ウ) ローキャビネット

- ① 外寸は W500mm×D500mm×H750mm 程度とすること。
- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性（消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの）に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。(契約後、協議の上確定する。)
- ⑤ 引き出しを有していること。
- ⑥ 移動時の走行性を考慮した大型キャスターが付いていること。
- ⑦ キャスターロックは一箇所操作可能な足ふみ式とし、ロック状態がわかりやすい形状であること。

(エ) ローキャビネット (ICU・HCU 用)

- ① 外寸は W500mm×D500mm×H750mm 程度とすること。
- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性（消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの）に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。(契約後、協議の上確定する。)
- ⑤ 移動時の走行性を考慮した大型キャスターが付いていること。
- ⑥ キャスターロックは一箇所操作可能な足ふみ式とし、ロック状態がわかりやすい形状であること。
- ⑦ 鍵付きの引き出しを有していること。(詳細は8(2)イ(ア)参照)

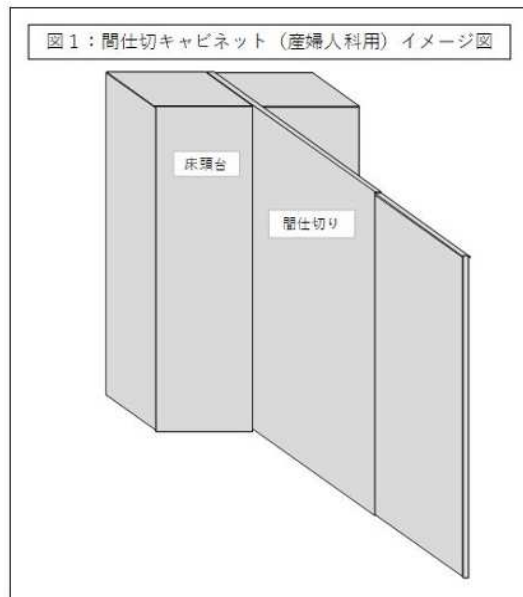
(オ) ローキャビネット (陣痛室用)

- ① 外寸は W500mm×D500mm×H750mm 程度とすること。
- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性（消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの）に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。(契約後、協議の上確定する。)
- ⑤ 移動時の走行性を考慮して大型キャスターが付いていること。
- ⑥ キャスターロックは一箇所操作可能な足ふみ式とし、ロック状態がわかりやすい形状であること。

- ⑦ 鍵付きの引き出しを有していること。(詳細は8(2)イ(ア)参照)
- ⑧ 床頭台下部に冷蔵庫を内蔵すること。(詳細は8(2)イ(ウ)参照)

(カ) 間仕切キャビネット(産婦人科用)

- ① 外寸はW1,900mm×D1,100mm×H1,800mm程度とすること。
- ② 耐久性、耐水性、耐火性、耐アルコール性(消毒アルコール製剤、次亜塩素酸に耐えるもの)に優れ、隙間が出来ない等清掃しやすいものであること。
- ③ 転倒防止や物の落下防止、角に丸みを持たせる等、患者の安全面に十分配慮したものであること。
- ④ 色調は木目で部屋の色調と合っていること。(契約後、協議の上確定する。)
- ⑤ 多床室の隣り合うベッドの間に設置し、2つの床頭上部とその間の間仕切り部が一体となった構造となっていること。(「図1:間仕切キャビネット(産婦人科用)イメージ図」を参考とすること)
- ⑥ 床頭上部はW500mm×D500mm×H1,800mm程度とし、各々のベッド側に1つずつ設置すること。
- ⑦ 間仕切り部は一部収納可能とし、可動部にはキャスターが付いており、650mm程度分の間仕切りが収納可能であること。
- ⑧ 間仕切り(可動部)は採光を考慮すること。ただし、乳白色とし、プライバシーにも考慮すること。(W500mm×H800mm程度)
- ⑨ 床頭上部には収納スペースと、衣服が収納できるスペースを用意し、姿見として使用できる鏡を取り付けること。
- ⑩ 床頭上部の側面等に、ベッドサイドから手が届く範囲で小物等が収納できること。
- ⑪ 折りたたみテーブルを有しており、安全面に配慮されていること。
- ⑫ 床頭上部にタオル掛けを有すること。
- ⑬ 床頭上部にフックを有すること。
- ⑭ 無課金で使用できる1口電源コンセントの機能を有すること。
- ⑮ 医ガスアウトレットが部屋中央の壁面にある為、考慮すること。
- ⑯ 鍵付きの引き出しを有すること。(詳細は8(2)イ(ア)参照)
- ⑰ カードタイマーを内蔵すること。(詳細は8(2)イ(イ)参照)
- ⑱ 床頭台下部に冷蔵庫を内蔵すること。(詳細は8(2)イ(ウ)参照)
- ⑲ テレビを設置すること。(詳細は8(2)イ(エ)参照) テレビアームは間仕切りに取り付け、視聴しない場合の収納に考慮すること。



## イ 床頭台付属品の仕様

### (ア) 鍵付きの引き出し

- ① 鍵の破損・紛失等があった場合には、受託者の負担で行うこと。
- ② 鍵はABS製樹脂のプレートキーであること。
- ③ 当院職員用のマスターキーを用意すること。

### (イ) カードタイマー

- ① 床頭台に組込むこと。
- ② テレビ視聴料・冷蔵庫使用料・電話使用料にて課金できるものであること。
- ③ 利用者にわかり易く、使用し易いカード式であること。
- ④ カードの残高がわかり易いように、残金額又は残りの時間が表示されること。
- ⑤ 他のカードが使用出来ないこと。

### (ウ) 冷蔵庫

- ① 内容量は24リットル程度であること。
- ② 低振動、低騒音タイプであること。
- ③ 冷蔵庫内のバスケットが取り外しできる等、清掃がしやすく衛生面に優れた機種であること。
- ④ 抗菌仕様で庫内の防カビや抗菌できる製品であること。
- ⑤ 閉め忘れ防止のためオートクロージング機能がついていること。
- ⑥ 冷却機能は十分であること。
- ⑦ 環境に配慮した（ノンフロン）製品であること。
- ⑧ 利用料金は24時間あたり、200円程度とすること。ただし、特別室（2室）及び個室A（25室）及びローキャビネット（陣痛室用）については無料とすること。

(エ) テレビ

- ① 19インチ程度の液晶テレビであること。
- ② テレビは、テレビカードによる課金ができること。
- ③ 視聴時間は、1,000円あたり80分程度とすること。ただし、特別室(2室)及び個室A(25室)は無料とすること。
- ④ 地上波デジタルチューナー及びBS/CSチューナーを内蔵していること。
- ⑤ 他のテレビとリモコン信号が干渉しないように対策が施されていること。
- ⑥ イヤホンの接続が可能であり、イヤホンを差し込む端子はテレビの前面の差し込みしやすい場所にあること。
- ⑦ リモコンはワイヤレスリモコンであること。
- ⑧ テレビは、アームによる固定を行う方式とし左右前後に調整できること。
- ⑨ 病院案内などが無料視聴できること。
- ⑩ B-CASカードの盗難防止対策を講じること。
- ⑪ NHK等との必要な契約は設置業者が行うこと。

(オ) カード販売機・精算機

- ① 精算機については、10円単位で精算出来ること。又、精算手数料は徴収しないこと。
- ② カード販売機については、プリペイドカードは1枚1,000円での販売とすること。
- ③ 車椅子利用者にも配慮したものとし、転倒防止対策を講じること。
- ④ 盗難防止対策及び防犯上必要な措置を講じること。
- ⑤ カードには設置業者名の社名、所在地を明記すること。

(カ) 入院案内設備一式及び入院案内放送

- ① 地上波デジタル放送及びBS放送に対応するものとし、その他に病院案内放送(無料)が行えるように予備チャンネルを設け、DVD等による放送が行える装置を取り付けること。
- ② 病院案内の内容は病院と打合せの上製作し、更新に伴う費用等は設置業者負担とすること。
- ③ 入院案内放送は無料で利用可能であること。
- ④ 入院案内放送の操作は容易であること。

ウ その他の設置機器の仕様

(ア) コインランドリー

- ① 洗濯機と乾燥機が別となっているセパレート型であり、乾燥機は専用の架台等により洗濯機の上に設置できること。
- ② 防水バンがW 800mm×D 800mm程度であるため、この防水バンで使用できる機器であ

ること。

- ③ 洗濯容量は 5.0kg 程度であること。
- ④ 乾燥容量は 4.5kg 程度であること。
- ⑤ 利用料金は硬貨で利用できること。
- ⑥ 洗濯機、乾燥機の設置に必要な備品を準備し、耐震補強等の安全対策を講じること。
- ⑦ 低騒音設計であること。
- ⑧ 利用料金の支利用料金は洗濯機（1 工程）及び乾燥機（30 分）は 100 円（税込）程度とすること。

(イ) コインロッカー

- ① 利用料金は硬貨で利用できること。
- ② 転倒防止に配慮すること。
- ③ W800 mm×D500 mm×H1800 mm程度とすること。
- ④ 超過荷物管理を行うこと。
- ⑤ 鍵紛失対応を行うこと。
- ⑥ 利用料金は 1 日あたり 100 円以下とすること。（1 日とは 0 時から 24 時までをいう）
- ⑦ その他必要な経費は全て設置運業者の負担とする。

(ウ) カード式電話機（病棟ダイルーム、感染症個室等指定の場所に設置すること）

- ① 利用料金はテレビカードで利用できること。
- ② 公衆電話として利用できること。
- ③ 電話機は利用者にわかりやすいものであること。
- ④ 利用料金は別表 2 電話使用料金表のとおりとすること。

(エ) イヤホン販売機

- ① 購入は硬貨対応が可能であること。
- ② 転倒防止に配慮すること。
- ③ 防犯対策を講じること。
- ④ 1 個あたりの販売価格は 200 円程度とすること。

9 機器類の保守管理及び点検等

- (1) 機器類が常に正常に使用できるよう、機器類の保守・管理を行うこと。
- (2) システムの故障等・メンテナンスに関して迅速に対応できる体制を整備すること。
- (3) 患者の入退院時など、設備製品について、定期的に清掃や消毒を行うこと。
- (4) 従業員が月曜日から土曜日までの間、定期的に巡回し、迅速な故障の対応や保守管理に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当院職員、利用者等から機器類のメンテナンスの要望及び損壊、盗難、異常等の報告があった場合は迅速に対応すること。

- (6) 故障及び瑕疵等により機器類の使用が困難または使用不能となった場合は、代替の機器類を無償で提供すること。
- (7) 保守点検を実施する場合は、事前にさいたま市の許可を受けること。

#### 1 0 設置事業者の費用負担

- (1) 機器類の設置に係る貸付料は、設置機器の月別売上額（消費税を含む）に落札者の示した貸付料率を乗じた額（月額）とする。
- (2) 貸付料に 1 円未満の金額が生じた場合は、切り捨てとする。
- (3) 設置した機器類の使用にかかる光熱水費等の費用は事業者の負担とする。
- (4) 設置した機器類に係る以下の費用は事業者の負担とする。
  - ア NHK 受信料、BS 受信料等の支払いに要する費用。
  - イ 設置時及び契約期間終了時の撤去等に要する費用。
  - ウ 保守管理及び点検に関する費用。
  - エ NTT 回線利用料等、電話設備に関わる費用。
  - オ その他、必要な諸経費等。

#### 1 1 利用料金の変更

利用状況、経済情勢の変動、その他の事情により、利用料金を変更する必要がある場合は、事前にさいたま市と協議し、許可を得ること。

#### 1 2 売上金

- (1) 設置した機器類に係る売上金は、事業者に帰属するものとする。
- (2) 事業者は毎月の設置機器の月別売上額（消費税を含む）を翌月 10 日までに報告しなければならない。

#### 1 3 使用する権利の譲渡等の禁止

貸付物件について、指定された用途又は目的以外に使用することを禁止する。

また、契約に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は運営の全てを委託することを禁止する。

#### 1 4 損害賠償

事業者は物件の使用に当たり、さいたま市立病院又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

また、事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額をさいたま市の指定する方法で支払うこと。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状回復した場合は、この限りではない。



## 15 その他

仕様書等の内容、その他契約物件の使用等について疑義が生じたときは、さいたま市と事業者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

【別表1】

## 現在の設置機器類一覧

品目	メーカー	機種	数量
19型液晶テレビ	パースジャパン	MU19-20S	511台
カードタイマー	三和ニューテック	PCT-2300RH-So II	541台
テレビ取付金具	-	-	-
鍵付き引き出し	オプナス	ビースライド	594台
冷蔵庫	三菱エンジニアリング	RP-24B-W	546台
カード式電話機	パイオニア	TF-12W	17台
電話カードタイマー	三和ニューテック	PCT-2300TH	17台
床頭台(ハイキャビネット)	パラマウントベッド	仕様書のとおり	479台
床頭台(ハイキャビネット) (精神科病棟用)	パラマウントベッド	仕様書のとおり	30台
床頭台(ローキャビネット)	オリバー	仕様書のとおり	527台
床頭台(ローキャビネット) (ICU・HCU用)	オリバー	仕様書のとおり	48台
床頭台(ローキャビネット) (陣痛室用)	オリバー	仕様書のとおり	5台
床頭台(間仕切りキャビネット)	オリバー	仕様書のとおり	16台
カード販売機	協南精機	PJ-02	11台
カード精算機	三和ニューテック	S001-P	2台
イヤホン販売機	ダイト	DF-8A	10台
コインロッカー(6口)	アルファローカーシステム	neo-3W	1台
コインロッカー(8口)	アルファローカーシステム	neo-4W	1台
電話交換器	沖クロステック	-	1台
洗濯機	アクア	MCW-C50A	10台
乾燥機	アクア	MCD-CK45	10台
直付専用ユニット	アクア	HDS-CL6	10台

【別表2】 電話使用料金表

通話区域間の距離	テレビカード10度数でかけられる秒数
区域内(浦和区域)	56秒
隣接区域内及び20kmまで	39.5秒
20kmを超え30kmまで	26秒
30kmを超え40kmまで	21.5秒
40kmを超え60kmまで	16秒
60kmを超え80kmまで	11.5秒
80kmを超え100kmまで	10秒
100kmを超え160kmまで	8秒
160kmを超える区域	8秒
国際電話	接続不可

※カード式電話・カード式公衆電話から一般電話に発信した場合の秒数を示す。

※いずれの場合も着信は無料。